

# 『コンプライアンス推進・サービス事故防止』月間



東京都教育委員会では、7月を「コンプライアンス推進月間」(教育庁各部、事業所、都立学校対象)と「サービス事故防止月間」(全公立学校対象)として位置付け、自己点検や研修を行い、汚職等の防止強化とサービス事故の根絶、コンプライアンス推進のための意識強化を図っています。

## コンプライアンス推進月間

東京都教育委員会では、7月をコンプライアンス推進月間とし、教職員一人一人の意識改革を進める上で、コンプライアンス推進の充実を図っていきます。

### 職員が従うべき行動指針 (平成29年5月)

#### 行動指針1

都政に携わる職責の重さを認識し、規律意識を高く持ち、創造的かつ自律的に行動する。

仕事に向き合う姿勢

#### 行動指針2

質の高い行政サービスを確実かつ効果的に提供する。

業務上行うべきこと

#### 行動指針3

都民への誠実・公正な対応を徹底する。

都民の信頼を得るために求められる行動

こうした中、水道局職員による汚職事故の発生 (平成30年11月)

下記の通知を参考にして業務に生かしてください。

- ・「汚職等防止策検討結果中間報告」東京都汚職防止委員会 (平成31年1月作成)
- ・「都立学校における汚職防止の取組状況検証結果報告書」(平成31年1月作成)
- ・「利害関係者との接触に関する指針」の改正 (平成31年4月1日)
- ・「入札契約事務に係る情報管理の徹底について」(平成31年3月11日)

問合せ先・相談窓口

総務部法務監察課

☎03-5320-6736

## サービス事故防止月間

個人情報の紛失、交通事故、体罰、不適切な指導、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等、都民の信頼を失墜するサービス事故が後を絶ちません。

以下のサービス事故防止のポイントをおさえて、日々の行動を改善しましょう。



### ① サービス事故を起こさないという自らの意識を高めること

サービス事故は、「…したつもり」「そのつもりはなかった」という判断の甘さや油断から発生することが少なくありません。研修等を通じて、サービス事故に対する危機意識を高めましょう。

### ② 東京都の教職員としての自覚と責任をもち、自らの行動を見直し、点検すること

自己点検等を通じて、自らの行動を振り返り、東京都の教職員として遵守すべき服務規律への理解を深めましょう。

### ③ 報告、連絡、相談のシステムを常に意識すること

職場内で互いに確認する体制や仕組みを整えることで防げる事故も多くあります。

この機会に、サービス事故に関する正しい知識と高い倫理観を身に付け、教職員相互の理解と協力で、都民の信頼を失うことがないように、サービス事故を起こさない学校にしましょう。

問合せ先・相談窓口

人事部職員課

☎03-5320-6798